

大山崎町監査告示第3号

監査請求に伴う監査結果について

地方自治法第98条第2項の規定による大山崎町議会の請求に基づく監査を実施したので、その結果を同法第199条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和5年11月17日

大山崎町監査委員 楠木 仁史
同 井上 治夫

大山崎町議会の請求に基づく監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第98条第2項の規定による大山崎町議会の請求に基づく監査

第2 監査の対象

1. ラグナ州・ファミリー市と京都府大山崎町の姉妹都市提携にかかる覚書の締結に関する経緯・過程
2. 経費
3. 事前調査の内容
4. 仲介人の氏名（国内・国外）
5. 交渉時の通訳の有無と係る経費（WEB・来日時とも）
6. 同上の大山崎町側の同席者と役割

第3 監査の期間

令和5年9月28日から令和5年11月13日まで

第4 監査の方法

地方自治法第199条第8号の規定に基づき、総務部企画財政課から監査に必要な関係資料の提出を求め、総務部企画財政課職員に対し聞き取り調査を行い、関係書類の内容確認及び照合等による監査を行った。

第5 監査の着眼点

1. 候補都市の選定から覚書の締結までの一連の事務手続きは適切であったか。
2. 経費の支出について
経理手続き及び支出科目について適切であったか。

第6 監査の結果

1. ラグナ州・ファミリー市と京都府大山崎町の姉妹都市提携にかかる覚書の締結に関する経緯・過程について

令和4年12月9日から令和5年7月29日までににおける事務手続きの過程について、その内容（事務手続き等の項目、相手方、町側対応者、場所、具体的な内容、通訳の有無など）について、文書を確認し、聞き取りを行った。

特記すべき事項として、フィリピン ラグナ州ファミリー市との覚書の調印に際して、議会において予算が否決され交流が実施できない場合などは、年に1回の交流を強制するものではないことの確認がなされていることを確認した。

また、覚書で調印した事項が実施できない場合に、町がその責任を問われることはないとの認識も確認した。

2. 経費について

(1) 議会で否決された予算の支出はないかの聞き取りを行った。

フィリピン ラグナ州ファミリー市の市長・副市長・秘書の3名の旅費及び宿泊費はファミリー市側の負担であり、大山崎町からの支出はないことを確認した。

(2) 町長交際費の支出について、領収書の原本を確認し、聞き取りを行った。

フィリピン ラグナ州ファミリー市長等の来町にあたり、3件の食事代と2件の手土産代の支出があったが、いずれも常識的な範囲での支出であった。

なお、2件の手土産代の支出において、町長個人のクレジットカードによる立替払いであることを確認した。立替払いについては、支出の事務処理上不適切であることから、今後は適正な事務処理を行うよう指摘した。

(3) フィリピン ラグナ州ファミリー市長等の来町に関わる経費の支出は、上記の他にないことを確認した。

3. 事前調査の内容について

事前調査については、前述した事務手続きの過程において確認した。

その中で、町長と仲介者2名による無料通信アプリ「LINE」を使用したライングループでのやりとりの履歴の内容を経時的に確認した。(令和4年12月9日から令和5年7月23日まで)

ただし、町長個人による無料通信アプリ「LINE」の履歴を公文書として取り扱うかについては疑問が残る。

4. 仲介人の氏名(国内・国外)

いずれも、既述の事務手続きの過程において確認した。

5. 交渉時の通訳の有無と係る経費(WEB・来日時とも)

オンラインでの懇談時及び本町への来町時には、通訳を配されていたが、いずれの場合も無償であったことを確認した。

なお、会食に同席した通訳の食事代は町長交際費に含まれているが、既述のとおり、常識的な範囲での支出であった。

6. 交渉時の大山崎町側の同席者と役割

いずれも、既述の事務手続きの過程において確認した。

なお、特記すべき事項はない。

7. 事務処理について

監査の結果、経費の支出や事務処理の進め方及び記録の保全等において、現在のところ不正及び背任的な項目は見当たらない。

しかし、監査結果項番3.でも指摘したが、無料通信アプリ「LINE」のやり取りを公文書扱いとするのかについては、今後は慎重に取り扱うべきである。

なお、事務処理の適正化及び透明性の確保の観点から、町長と職員それぞれの職責の認識を明確にし、今後の適正な事務の執行に努められるよう指摘した。

第7 附帯意見

大山崎町として海外都市との国際交流における友好都市提携をめざすならば、フィリピン ラグナ州ファミリー市長等の来町を受けるにあたり、その経過や進捗状況を町長から町議会に報告する努力が不十分であったことは否めない。

一方、町議会においては、町の施策（事業）の実施にあたっての監視の遂行はもとより、町長と町議会との意思疎通を図る努力や対応をなされるべきであったのではないかと思慮する。（議長においては令和5年7月6日に、副議長においては令和5年7月10日に、フィリピン ラグナ州ファミリー市長が視察のために来町されることの報告を町長から受けられている。）

なお、町議会において継続的な調査がなされていることから、今後は、町議会及び議員自らの監視機能の向上に努められたい。